

交企乙達第69号  
交指乙達第65号  
平成20年11月12日

部 課 署 長 殿

主	00	01	10	160	10年
他	00	01	10	160	1年

石 川 県 警 察 本 部 長

### 妊娠中の者のシートベルト着用について(通達)

妊娠中の者のシートベルトの着用については、本年4月に日本産科婦人科学会等が編集・発行した「産婦人科診療ガイドライン」において、シートベルトの正しい着用によって、交通事故の被害から母体と胎児を守ることができる旨の見解が示されたところである(別添1)。

これを受けて、警察庁では、妊娠中の者のシートベルトの正しい着用についての広報啓発・安全教育の在り方について検討を行ってきたものであるが、このたび、別添2のとおり、交通の方法に関する教則(昭和53年国家公安委員会告示第3号)の一部を改正して妊娠中の者のシートベルト着用の方法についての記述を加えることとし、公布の日(本年11月12日)から施行することとしたところである。

各所属にあっては、下記の事項に留意しつつ、妊娠中の者のシートベルトの着用について県民の正しい理解が促進されるよう努められたい。

### 記

#### 1 教則改正の趣旨

道路交通法第71条の3第1項では、原則として、自動車の運転者に対してシートベルト着用の義務を課しつつ、「政令で定めるやむを得ない理由があるとき」は、シートベルトを着用しなくてもよいこととしており(運転者席以外の座席の同乗者に係る着用の義務については、同条第2項)、道路交通法施行令第26条の3の2第1項第1号では、この「やむを得ない理由があるとき」として、「妊娠中であることにより座席ベルトを装着することが…健康保持上適当でない者が自動車を運転するとき」を規定している(運転者席以外の座席の同乗者については、同条第2項第2号)。したがって、妊娠中である者についてはそのすべてではなく、シートベルトを着用することが健康保持上適当でない者についてのみ、シートベルトを着用しなくてもよいこととされているものであり、この点について明確化を図り、妊娠中の者のシートベルト着用に関する規定及びシートベルト着用の方法についての正しい理解を促進するため、教則改正を行うこととしたものである。

## 2 妊娠中の者のシートベルト着用についての広報啓発・安全教育

妊娠中の者のシートベルト着用について、日本産科婦人科学会等の見解が示されたことを踏まえ、妊娠中の者のシートベルト着用に関する規定及びシートベルト着用の方法についての正しい理解を促進するため、「妊娠中の方のシートベルト着用についての広報啓発・安全教育に盛り込むべき内容」(別添3)を参考としつつ、広報啓発・安全教育を積極的に推進すること。

また、広報啓発・安全教育を実施するに当たっては、妊娠中の者への周知を効果的に行うため、母子健康手帳の交付を行う自治体の窓口や産婦人科医院の受付にパンフレットやポスターを設置するなど、関係機関と連携した効果的な広報活動を推進すること。

## 3 妊娠中の者のシートベルト着用義務違反に対する指導取締り

上記1のとおり、妊娠中の者であっても健康保持上問題がない場合にはシートベルトを着用しなければならないが、妊娠の状態に個人差があることにかんがみ、妊娠中の者のシートベルト着用義務違反の取締りについては、指導にとどめることを基本とし、妊娠中の者のシートベルト着用についての正しい理解の促進に努めること。

(交通企画課企画係 5022,5023)

## CQ901 妊娠中のシートベルト着用について尋ねられたら？

### Answer

1. 「斜めベルトは両乳房の間を通し、腰ベルトは恥骨上に置き、いずれのベルトも妊娠子宮を横断しない」という正しい装着により交通事故時の障害を軽減化できると説明する。(B)

### ▷解説

本邦の交通事故による死傷者数は依然として多く、その中に含まれる妊婦の数も相当数が見込まれる。しかしながら、本邦の人口統計・警察統計ともに妊婦の交通事故死傷者数を明らかにしていないので、実態は不明である。村尾ら<sup>1)</sup>は、交通事故に遭遇する妊婦数を試算し、日本では年間約1~7万人の妊婦が交通事故により負傷し、約千人から1万人の胎児が流産・早産し、年間40人程度の妊婦が死亡することになると報告している(表1)。一方、平成17年度の交通事故統計を利用し、乗車中の事故に関して以下のような試算(涌井之雄会員からの私信)も可能である。

平成17年妊婦交通事故負傷者(歩行中によらない)推定

$$\begin{aligned} &= \text{平成17年交通事故負傷者総数(16~49歳)} \times (1 - \text{歩行中の事故発生の割合}) \\ &\times \text{男女比率} \times \text{妊娠月数/1年} \times \text{平成17年出生数/平成17年再生産年齢人口(15~44歳)} \\ &= 628,674 \times 0.93 \times 0.5 \times 9/12 \times 1,062,530 / 24,042,000 = 9,690 \end{aligned}$$

平成17年妊婦交通事故死者(歩行中によらない)推定

$$\begin{aligned} &= \text{平成17年交通事故死者総数(16~49歳)} \times (1 - \text{歩行中の事故発生の割合}) \\ &\times \text{男女比率} \times \text{妊娠月数/1年} \times \text{平成17年出生数/平成17年再生産年齢人口(15~44歳)} \\ &= 2,375 \times 0.694 \times 0.316 \times 9/12 \times 1,062,530 / 2,404,2000 = 17 \end{aligned}$$

すなわち、年間約1万人の妊婦が乗車中に交通事故に遭遇し、約20人弱の妊婦が死亡すると推定される。これらの数字は、現在の妊産婦死亡・周産期統計の水準から考えると無視できない大きさである。

Schiffら<sup>2)</sup>の報告では、交通事故による母体死亡の77%がシートベルトを着用していない状況で発生している。Wolfら<sup>3)</sup>は妊婦がシートベルトを着用していない場合、交通事故時の胎児死亡相対危険度はシートベルトを着用していた場合の4.1倍になると指摘している。妊婦のシートベルト着用積極的推奨は母児を守ることに寄与すると考えられている<sup>4)</sup>。

先進国の多くが妊婦のシートベルト着用を義務づけている(表2)のに比し、本邦でのシートベルト着用義務規定における妊婦の取り扱い文言は一部曖昧で罰則規定がないなど解釈・運用の混乱がみられる。1970年代の腰ベルト一本のみの二点固定式シートベルトの場合には、事故衝撃時の母体強度屈曲により妊娠子宮破裂が懸念されたが、平成6年(1994年)からは後部座席でも三点固定式シートベルトが義務化された。この三点固定式シートベルトの正しい装着(表3)は母児の安全性を高めると考えられている。産婦人科医は、妊婦に対して「斜めベルトは両乳房の間を通し、腰ベルトは恥骨上に置き、いずれのベルトも妊娠子宮を横断しない」という正しいシートベルト着用法を指導することが望ましい。産婦人科医が妊婦のシートベルト着用をより強く推奨することにより、本邦母体死亡総数を減らせる可能性がある。しかし、「不慮の事故を含む外因」による妊婦死亡は本邦妊産婦死亡統計に含まれていないので、本邦の妊娠関連死亡(Pregnancy-related death: ICD-10, WHO, 1990)数は不明である。

(表1) 本邦における妊婦交通事故死傷者数の試算

交通事故負傷者数/生殖可能年齢(16～45歳)
$222,000/25,300,000 = 1/114$
年間出生数 $\times 1/114 = 10,500$
(妊婦交通事故負傷者推定)
交通事故死者数/生殖可能年齢(16～45歳)
$915/25,300,000 = 1/27,700$
年間出生数 $\times 1/27,700 = 43$
(妊婦交通事故死者推定)

(表2) 妊婦シートベルトの法制度

通常人と同様、一律にベルト装着を義務づけている国 カナダ、アメリカ、スウェーデン、フィンランド、ベルギー、オーストリア、ギリシャ、スペイン、イスラエル、オーストラリア、ニュージーランド、シンガポール 原則として装着義務があるものの、ベルトを免除する旨の医師の診断書を携帯している者のみ例外としている国 イギリス、ドイツ、イタリア、オランダ、スイス
--

(表3) 妊婦のシートベルト装着方法

<ol style="list-style-type: none"> <li>常に肩ベルトと腰ベルトの両方を装着する。</li> <li>腰ベルトは妊娠子宮の膨らみを足腰に避けて、腰骨の最も低い位置、すなわち両側の上前腸骨棘～恥骨結合を結ぶ線上に通す。腰ベルトは妊娠子宮の膨らみを、決して横切ってはならない。</li> <li>肩ベルトは妊娠子宮の膨らみを頭側に避けて、胸骨前すなわち両乳房の間を過ぎて側腹部に通す。肩ベルトは妊娠子宮の膨らみを、決して横切ってはならない。また、頭側にずれて首をこすこともないように留意する。</li> <li>ベルトが緩むことなく、ぴったりと心地よく身体にフィットするよう調節する。必要があれば、ベルトが適切に装着できるよう、座席シート自体の位置や傾きを調整する。</li> <li>妊娠子宮の膨らみとハンドルの間には若干の空間ができるよう、座席シートの位置を前後に調節する。</li> </ol>
--

## 文 献

- 1) 村尾 寛, 金城国仁, 他: 妊婦交通外傷 43 例の臨床的検討. 日産婦誌 1999; 51: 293—297 (III)
- 2) 村尾 寛, 仲本 哲, 他: 妊婦交通外傷 80 例の臨床的検討. 日産婦誌 2000; 52: 1635—1639 (III)
- 3) Schiff M, Albers L, Mcfeely P: Motor vehicle crashes and maternal mortality in New Mexico: The significance of seat belt use. West J Med 1997; 167: 19—22 (II)
- 4) Wolf ME, Alexander BH, Rivara FP, et al.: A retrospective cohort study of seatbelt use and pregnancy outcome after a motor vehicle crash. J Trauma 1993; 34: 116—119 (II)
- 5) ACOG educational bulletin: Obstetric aspects of trauma management. Number 251, September 1998 (replaces Number 151, January 1991, and Number 161, November 1991). American College of Obstetricians and Gynecologists. Int J Gynaecol Obstet 1999; 64: 87—94 (ACOG Educational Bulletin)

第七条及び第八条中「法人は」を「公益法人は」に改める。  
 第九条中「法人は」を「公益法人は」に、「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。  
 第十条第一項中「法人は」を「公益法人は」に改め、同項第三号中「法人」を「公益法人」に改め、同条第二項、第三項及び第四項中「法人」を「公益法人」に改める。  
 第十一条第一項中「法人」を「公益法人」に改める。  
 第十二条中「法人は」を「公益法人は」に改める。  
 第十三条中「法人が」を「公益法人が」に改め、同条第三号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。  
 第十四条中「法人の」を「公益法人の」に改める。  
 第十五条を削る。

この省令は、公布の日から施行する。

**告 示**

○国家公安委員会告示第二十八号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第八條の二十八第四項の規定に基づき、交通の方法に関する教則（昭和五十三年国家公安委員会告示第三号）の一部を次のように改正したので、告示する。

平成二十年十一月十二日

国家公安委員会委員長 佐藤 勉  
 第五号第一節3中(2)の次に次のように加える。

(3) 妊娠中のシートベルトの着用

妊娠中であっても、シートベルトを正しく着用することにより、交通事故に遭った際の被害から母体と胎児を守ることができ、また、妊娠中の状態は個人により異なりますので、シートベルトを着用することが健康保持上適切かどうか、医師に確認するようにしましょう。

妊娠中は、事故などの際の胎児への影響を少なくするために、シートベルトのみの着用は行わず、腰ベルトと肩ベルトを共に着用するとともに、大きくなつた腹部をベルトが横切らないようにするなど、正しくシートベルトを着用することが必要です。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○法務省告示第五百九号

長崎県佐世保市役所保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成二十年十一月十二日

法務大臣 森 英介

- 長崎県佐世保市高島町四百三十二番地 木村 博美
- 同市松川町四十三番地 坂本 至
- 同市大宮町三百二十七番地 眞浦 實
- 同県東彼杵郡折尾瀬村塩浸免五百二十五番地一 今村幸二郎
- 同県佐世保市塩浸町五百二十五番地一 今村 秀雄
- 同所五百二十五番地一 今村 秀雄
- 同市松瀬町六十七番地 今村 秀雄
- 同市相浦町千四百七番地 寄山 宗近
- 同市木原町千五百八十三番地 迎 貞子
- 同所千五百八十三番地 迎 光
- 同市大黒町三百七十三番地 眞榮田菊久
- 同市松瀬町六百四十二番地 緒方 正雄
- 同所六百四十二番地 緒方 春光
- 同所六百四十二番地 緒方 義信
- 同所六百四十二番地 加藤マサ子
- 同県北松浦郡世知原町中通免百二番地 世知原源吉郎
- 同県佐世保市早岐町七百七十二番地 今里 喜輔
- 同市指方町四千九百四十七番地 野村 龜作
- 同県北松浦郡宇久町平郷二千五百二十二番地 永松 康夫
- 同県佐世保市棚方町四百五十三番地二十五 高島 英夫
- 同県北松浦郡宇久町平郷二千九百四番地第二 田向 末博
- 同所二千四百九番地 柴田 久平
- 同県佐世保市上町四十七番地 柴田 時春
- 同市瀬戸越町千七百五十三番地 田中 ヤク
- 同県北松浦郡小佐々町矢岳免五百四十四番地 桑原 義雄

○法務省告示第五百十号

戸籍法第八十八條第一項の規定により、次の市町長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市区町村長に指定する。

平成二十年十一月二十九日から効力を生ずる。

平成二十年十一月十二日

- 茨城県北相馬郡利根町長 法務大臣 森 英介
- 大阪府吹田市市長

○法務省告示第五百一十号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国カリフォルニア州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十年十一月十二日

法務大臣 森 英介

- 氏 名 ヨ・サツプ・ジョナサン・キム
- 生年月日 千九百六十七年九月十八日
- 国 籍 アメリカ合衆国

○外務省告示第五百九十九号

コスタリカ共和国政府は、平成十五年五月二十一日にジュネーブで作成された「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」の批准書を平成二十年八月二十一日に国際連合事務総長に寄託した。よって、同条約は、平成二十年十一月十九日にコスタリカ共和国について効力を生ずる。

平成二十年八月二十五日付け国際連合事務総長書簡

平成二十年十一月十二日

外務大臣 中曽根弘文

○外務省告示第六百号

トルコ共和国政府及びトリニダード・トバゴ共和国政府は、平成八年十二月二十日にジュネーブで作成された「著作権に関する世界的所有権機関条約」の加入書を、それぞれ、平成二十年八月二十八日に世界的所有権機関の事務局長に寄託した。よって、同条約は、平成二十年十一月二十一日にトルコ共和国及びトリニダード・トバゴ共和国について、それぞれ効力を生ずる。

平成二十年八月二十八日付け世界的所有権機関事務局長回章

平成二十年十一月十二日

外務大臣 中曽根弘文

○外務省告示第六百三十三号

次の旅券は、旅券法第十九條第一項の規定により、返納するよう命じたが、返納期限までに返納されなかったため、同法第十八條第一項第七号の規定に基づき、左記冒頭に記載の年月日に効力を失った。

平成二十年十一月十二日

平成二十年十一月十二日

平成二十年十月三十日

○外務省告示第六百一十号

ウルグアイ東方共和国政府は、平成八年十二月二十日にジュネーブで作成された「実演及びレコードに関する世界的所有権機関条約」の批准書を平成二十年五月二十八日に世界的所有権機関の事務局長に寄託した。よって、同条約は、平成二十年八月二十八日にウルグアイ東方共和国について効力を生じた。

平成二十年八月二十八日付け世界的所有権機関事務局長回章

平成二十年十一月十二日

外務大臣 中曽根弘文

○外務省告示第六百二二号

イエメン共和国政府は、千八百九十六年五月四日にパリで補足され、千九百八十八年十一月十三日にベルリンで改正され、千九百十四年三月二十日にベルリンで補足され並びに千九百二十八年六月二日にローマで、千九百四十八年六月二十六日にブラッセルで、千九百六十七年七月十四日にストックホルムで及び千九百七十七年七月二十四日にパリで改正された千八百八十六年九月九日の文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約の加入書を平成二十年四月十四日に世界的所有権機関の事務局長に寄託した。よって、同条約は、平成二十年七月十四日にイエメン共和国について効力を生じた。

平成二十年四月十四日付け世界的所有権機関事務局長回章

平成二十年十一月十二日

外務大臣 中曽根弘文

外務大臣 中曽根弘文

外務大臣 中曽根弘文

外務大臣 中曽根弘文

外務大臣 中曽根弘文

外務大臣 中曽根弘文

外務大臣 中曽根弘文

外務大臣 中曽根弘文

外務大臣 中曽根弘文

外務大臣 中曽根弘文

外務大臣 中曽根弘文

外務大臣 中曽根弘文

外務大臣 中曽根弘文

改 正 案	現 行
<p>第5章 自動車の運転の方法</p> <p>第1節 安全な発進</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 シートベルトの着用</p> <p>(1) シートベルトは、交通事故に遭つた場合の被害を大幅に軽減するとともに、正しい運転姿勢を保たせることにより疲労を軽減するなど、さまざまな効果があります。シートベルトを備えている自動車を運転するときは、運転者自身がこれを着用するとともに、助手席や後部座席の同乗者にもこれを着用させなければなりません（その自動車がエアバッグを備えている場合も同じです。）。しかし、病気などやむを得ない理由がある場合は別です。</p> <p>(2) シートベルトは、正しく着用しましょう。正しい着用の方法は次のとおりです。</p> <p>ア シートの背は倒さずに、シートに深く腰掛けましょう。</p> <p>イ 腰ベルトは骨盤を巻くように、しっかりと締めましょう。</p> <p>ウ 肩ベルト（三点式ベルトの場合）は、首にかからないようにしましょう。また、肩ベルトがたるんでいると事故の際危険ですので注意しましょう。</p> <p>エ バックルの金具は確実に差し込み、シートベルトが外れないようにしましょう。</p>	<p>第5章 自動車の運転の方法</p> <p>第1節 安全な発進</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 シートベルトの着用</p> <p>(1) シートベルトは、交通事故に遭つた場合の被害を大幅に軽減するとともに、正しい運転姿勢を保たせることにより疲労を軽減するなど、さまざまな効果があります。シートベルトを備えている自動車を運転するときは、運転者自身がこれを着用するとともに、助手席や後部座席の同乗者にもこれを着用させなければなりません（その自動車がエアバッグを備えている場合も同じです。）。しかし、病気などやむを得ない理由がある場合は別です。</p> <p>(2) シートベルトは、正しく着用しましょう。正しい着用の方法は次のとおりです。</p> <p>ア シートの背は倒さずに、シートに深く腰掛けましょう。</p> <p>イ 腰ベルトは骨盤を巻くように、しっかりと締めましょう。</p> <p>ウ 肩ベルト（三点式ベルトの場合）は、首にかからないようにしましょう。また、肩ベルトがたるんでいると事故の際危険ですので注意しましょう。</p> <p>エ バックルの金具は確実に差し込み、シートベルトが外れないようにしましょう。</p>

オ ベルトがねじれていないかどうか確認しましょう。

(3) 妊娠中のシートベルトの着用

妊娠中であつても、シートベルトを正しく着用することにより、交通事故に遭つた際の被害から母体と胎児を守ることができます。ただし、妊娠の状態は個人により異なりますので、シートベルトを着用することが健康保持上適当かどうか、医師に確認するようにしましょう。

妊娠中は、事故などの際の胎児への影響を少なくするために、腰ベルトのみの着用は行わず、腰ベルトと肩ベルトを共に着用するとともに、大きくなつた腹部をベルトが横切らないようにするなど、正しくシートベルトを着用することが必要です。

オ ベルトがねじれていないかどうか確認しましょう。

(妊娠中の方のシートベルト着用についての広報啓発・安全教育に盛り込むべき内容)

妊娠中の方も、シートベルトを正しく着用することによって、交通事故に遭った際の被害から母体と胎児を守ることができます。日本産科婦人科学会等も、シートベルトの正しい着用が母体と胎児の安全性を高めるとの見解を示しています。ただし、シートベルトを着用することが健康保持上適当でない場合は着用しなくてもよいこととされていますので、医師に確認するようにしましょう。

妊娠中の方がシートベルトを着用する場合には、事故などの際の胎児への影響を少なくするために、妊娠していないときとは異なるシートベルトの着用の方法が必要です。妊娠中の方の正しいシートベルトの着用の方法は次のとおりです。

- (1) シートの背は倒さずに、シートに深く腰掛けましょう。
- (2) 腰ベルト・肩ベルト共に着用するようにしましょう。三点式ベルトの腰ベルトだけの着用や二点式ベルトの着用は、事故などの際に上体が屈曲して腹部を圧迫するおそれがあり、危険です。
- (3) 腰ベルトは、大きくなった腹部(妊娠子宮の膨らみ)を避けて、腰骨のできるだけ低い位置でしっかり締めましょう。
- (4) 肩ベルトは、肩から胸の間を通し、腹部を避けて体の側面に通しましょう。その際には、肩ベルトが首にかからないようにしましょう。また、肩ベルトがたるんでいると事故の際危険ですので注意しましょう。
- (5) 腰ベルトや肩ベルトが腹部を横切らないようにしましょう。
- (6) バックルの金具は確実に差し込み、シートベルトが外れないようにしましょう。
- (7) ベルトがねじれていないかどうか確認しましょう。